

東海国立大学機構大学文書資料室利用等規程案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>目次 第1章～第5章 [略] 第6章 雑則 (第31条～<u>第34条</u>) 附則</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 [略] 第31条 [略]</p> <p><u>(紛失等への対応)</u> 第32条 資料室は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p><u>2 資料室は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 資料室は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p>第33条・第34条 [略]</p>	<p>目次 第1章～第5章 [同左] 第6章 雑則 (第31条～<u>第33条</u>) 附則</p> <p>第1章～第5章 [同左]</p> <p>第6章 [同左] 第31条 [同左]</p> <p>[<u>条を加える。</u>]</p> <p>第32条・第33条 [同左]</p>	<p>条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p> <p>条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>